



九 水 土 第 3 6 5 号
平成 2 2 年 3 月 3 1 日

和歌山県知事 様

九度山町長 岡 本



字の区域の変更について（通知）

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条
第2項の規定により、別添写しのとおり告示しましたので通知します。



九度山町告示第 21 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営畑地帯総合整備事業河根地区1号団地造成工事についての換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成22年 3月29日

九度山町長 岡 本



1. 大字河根字狼谷に編入する区域

大字	字	地 番
河根	辨才天尾	567-4、568-2、568-3、568-4、 569-3、569-4、569-5、569-6 及び576-3の全部 567-1、568-5、569-2、570-2、 570-7、570-8、576-2及び道路の一部

地番については、平成22年1月26日現在のものである。